

長崎県告示第 342 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、長崎県において知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第 4 項の規定に基づき公表する。

令和 7 年 6 月 27 日

長崎県知事 大石 賢吾

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。

【まさば及びごまさば】 36,900 トン

【ぶり】 101,000 トンの内数

2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項

令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。

【まさば及びごまさば】

長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 33,900 トン

長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準

【ぶり】

長崎県ぶり漁業 101,000 トンの内数